

交野市上下水道工事等指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市上下水道部における契約事務の厳正かつ公正な執行を期するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた指名競争入札の参加の資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）、業務委託、物品購入等に関する業務をいう。
- (2) 役員等 有資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有するもの（別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (3) 使用人 有資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）をいう。なお、有資格者との雇用契約の有無は問わない。

(指名停止)

第3条 管理者は、有資格者が措置要件のいずれかに該当したときは、当該措置要件に応じて別表に定める指名停止期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

- 2 前項の指名停止の措置が行われたときは、建設工事等に係る契約のための指名を行うに際し、当該指名停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名しないものとし、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 管理者は、指名停止を行う場合において、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 共同企業体について指名停止を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の構成員

についても、当該措置要件の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。ただし、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。

- 3 指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該共同企業体についても、当該有資格者の指名停止期間の範囲で期間を定め、指名停止を行うものとする。

(下請負の禁止)

第5条 指名停止期間中の有資格者は、本市の発注工事等について下請負人になることができない。ただし、指名停止前に当該工事等の下請負人になっている場合については、この限りでない。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格者が、一の事案により措置要件の二以上の項目に該当したときは、それぞれ当該措置要件ごとに規定する期間のうち、最も長い期間を基準とし、指名停止期間を定める。

- 2 有資格者が、指名停止期間中において、措置要件を新たに該当することとなったときは、当該指名停止期間に新たに該当することとなった指名停止に係る指名停止期間を加算した期間を指名停止期間とする。ただし、加算後の指名停止期間は、3年を限度とする。
- 3 有資格者が、措置要件のうち、6から10までの項目に該当し、指名停止の措置を受け、当該指名停止期間満了後3年を経過するまでの期間に、同種の措置要件に該当することとなったときは、当該指名停止期間に1月を加算した期間を指名停止期間とする。
- 4 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、別表及び前各項の規定による指名停止期間を2分の1まで短縮することができる。
- 5 指名停止をする場合において、その事案が悪質であるとき、又は重大な結果を生じさせたときは、別表及び第1項から第3項までの規定による指名停止期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の指名停止期間は、3年を限度とする。
- 6 前項の規定は、指名停止期間中の有資格者が、当該期間中に同項に掲げる事案に該当した場合に準用する。
- 7 指名停止期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第7条 有資格者は、指名停止期間中に合併等により他の業者に営業を承継させた場合においては、当該承継を受けた業者について、当該指名停止期間、指名停止を行うものとする。

(工事事故の報告)

第8条 有資格者は、施工中の工事において事故が生じたときは、直ちに本市に対し報告しなければならない。ただし、大阪府内における本市以外の公共機関が発注した工事については、重大な事故に限る。

- 2 有資格者が、前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、指名停止期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の指名停止期間は、3年を限度とする。
(随意契約の相手方の制限)

第9条 管理者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、事業の実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合には、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、第6条第5項に掲げる事案により指名停止を受けている場合は、この限りではない。

(指名停止の通知)

第10条 管理者は、指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、遅滞なく当該指名停止等を行った有資格者に通知する。ただし、市長部局から通知を行っている場合は、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(情報の公表)

第12条 管理者は、指名停止に関する情報を公表するものとする。ただし、市長部局から公表を行っている場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項については、その都度決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(交野市水道工事等指名停止・指名留保基準の廃止)

- 2 交野市水道工事等指名停止・指名留保基準は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の交野市水道工事等指名停止・指名留保基準（以下「旧基準」という。）によりされた当該指名停止に関しては、旧基準の規定は、なおその効力を有する。

別表

措 置 要 件		指名停止期間
1 虚偽記載	(1) 本市が発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 月
2 入札妨害等	(1) 本市が発注する建設工事等の入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。	1 2 月
	(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 2 3 第 1 項に規定する経営事項審査を受けていないため契約することができなかった場合を含む。）。	6 月
3 契約不履行等	(1) 本市が発注する建設工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（その瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	6 月
	(2) 大阪府内における本市以外の公共機関が発注する建設工事等の履行にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められる場合において、その瑕疵が重大であると認められるとき。	3 月
	(3) 本市が発注する工事の成績評定点が 6 5 点未満と判定されたとき。	2 月
	(4) 有資格者の責めに帰すべき事由により本市との契約が解除されたとき。	1 2 月
	(5) 本市との契約の履行にあたり、その契約に違反し、かつ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 月
	(6) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされたとき。 ア 遅滞日数が 3 0 日以内のとき。 イ 遅滞日数が 3 0 日を超えるとき。	1 月 2 月

4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	(1) 本市が発注する工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ア 公衆に死亡者を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害を与えたとき。 イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	6 月 3 月
	(2) 大阪府内における本市以外の公共機関が発注する工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2 月
5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故	(1) 本市が発注する工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者に事故を生じさせたとき。 ア 死亡者を生じさせたとき。 イ 負傷者を生じさせたとき。	2 月 1 月
	(2) 大阪府内における本市以外の公共機関が発注する工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	1 月
6 贈賄	(1) 役員等又は使用人が本市の職員に対して行った贈賄（刑法（明治40年法律第45号）第198条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	2 4 月 1 8 月
	(2) 役員等又は使用人が、府内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	1 2 月 9 月

	(3) 役員等又は使用人が、府外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	6 月 3 月
7 独占禁止法 違反行為	(1) 役員等又は使用人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、次のア又はイのいずれかに該当したとき。 ア 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合 （ア）本市発注の工事等 （イ）府内の公共機関発注の工事等 （ウ）府外の公共機関発注の工事等 イ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合 （ア）本市発注の工事等 （イ）府内の公共機関発注の工事等 （ウ）府外の公共機関発注の工事等	2 4 月 1 2 月 6 月 1 2 月 6 月 3 月
8 談合	(1) 役員等又は使用人が、本市との契約に関して競売・入札の妨害又は不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	2 4 月 1 8 月
	(2) 役員等又は使用人が、府内における契約に関して競売・入札の妨害又は不正な談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	1 2 月 9 月
	(3) 役員等又は使用人が、府外における契約に関して競売・入札の妨害又は不正な談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	6 月 3 月

9 あっせん利得処罰法違反行為	(1) 役員等又は使用人が、次のア又はイのいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市発注のもの イ 本市以外の公共機関発注のもの （ア）府内の公共機関 （イ）府外の公共機関	12月 6月 3月
10 建設業法違反	(1) 役員等又は使用人が、次のアからエのいずれかに該当したとき。 ア 建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 （ア）本市発注工事に関するもの （イ）本市発注工事以外に関するもの a 府内の工事 b 府外の工事 イ 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次の（ア）又は（イ）の処分を受けた場合 （ア）建設業法第28条第1項に基づく指示処分 （イ）建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 ウ 建設業法に違反し、次の（ア）または（イ）の処分を受けた場合（イの場合を除く。） 又は適正化法第15条に違反し、（ア）の処分を受けた場合 （ア）建設業法第28条第1項に基づく指示処分 a 本市発注工事に関するもの b 府内の工事に関するもの c 府外の工事に関するもの （イ）建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分 a 本市発注工事に関するもの b 府内の工事に関するもの c 府外の工事に関するもの	12月 6月 3月 3月 6月 2月 1月 1月 6月 3月 2月

	エ 建設業法第29条に基づき、次の(ア)又は(イ)の許可取消処分を受けた場合 (ア) 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分 (イ) (ア)の処分以外の取消処分	6月 3月
11 暴力行為等	(1) 役員等又は使用人が、その業務に関し市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ったとき。	12月
12 監督等への妨害	(1) 職員が行う監督若しくは検査を妨害し、又はその指示等に従わなかったとき。	12月
	(2) 本市の職員に対し、威圧その他公務の執行を妨げる行為を行ったとき。	12月
13 経営不振	(1) 有資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	経営が改善されたと認められるまでの間
14 不正又は不誠実な行為	(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときその他契約の相手方として不適当と認められるとき。	1月～12月
	(2) 総合評価一般競争入札、又はプロポーザル方式等により選定時に提案を評価した本市との契約において、その契約の履行にあたり、提案した内容が有資格者である受注者の責により満たされなかったとき。	1月～12月
	(3) 入札又は契約に関する不正行為等に係る調査、事情聴取、指示等に応じなかったとき。	1月～12月
	(4) 入札又は契約に関し非公表とされている情報を聞き出す行為を行ったとき。	1月～12月
15 法令違反	(1) 前各項に掲げる場合のほか、役員等又は使用人が、次のア～エ（使用人はウを除く。）のいずれかに該当し、本市が発注する建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 イ 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の	1月～3月 1月～12月

	刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合 ウ ア及びイに掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合 エ 交野市暴力団排除条例（平成２４年１２月２７日条例第３１号）の規定による誓約書の提出等の求めに応じなかったとき。	１月～３月 ３月
16 その他	(1) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。	１月～２４月